

## 【 正会員・賛助会員、入会案内 】

### 〔正会員の部〕

#### ■正会員の資格条件（定款施行細則）

正会員になろうとする者は、次の資格条件のいずれか一項に適合する者でなければならない。

1. 商環境の計画、デザインを主な業務とし、次のいずれかに該当する者
  - (1) 商業施設の設計監理に5年以上従事した経験があること。
  - (2) 商業施設の計画、デザイン等を業務とする法人その他の組織の管理職に従事している者で、商業施設の設計監理を行った経験があること。
2. 建築の設計監理を主な業務とし、商業施設の計画、デザインを行った実績があり、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建築の設計監理に5年以上従事した経験があること。
  - (2) 建築士の有資格者であること。
  - (3) 建築の設計監理等を業務とする登録された法人並びに事務所の管理職に従事していること。
3. 次のいずれかのデザイン業務等に7年以上従事しており、商環境の計画に関して相当な実績がある者
  - (1) インダストリアル、インテリア、プロダクトなどのデザイン業務
  - (2) グラフィック、映像、照明などのデザイン業務
  - (3) 音響その他の設備などの設計業務
4. 次のいずれかに該当し、理事長が認めた者
  - (1) 商業のコンサルタントとして7年以上の経験があり、商環境の計画を直接管理した実績があること。
  - (2) 美術その他の造形活動を主としている者で、商環境のデザインに関して経験があること。
  - (3) 教育機関において継続的に商環境に関する計画、デザイン等の学科の講座を担当していること。
  - (4) 商環境に関係する行政機関、又はこれに準ずる公益機関、研究団体等の職務に従事しており、商環境の計画に関して理解があること。
5. その他理事長が別途認めた者。

#### ■入会申請書類及び提出資料（定款施行細則）

1. 入会申込書（1部）協会所定書式（推薦人として在籍正会員1名の署名が必要）
2. 業務経歴書（1部）協会所定書式
3. 自己作品（または業績）資料（2件） 自己の責任において計画した店舗その他の商環境施設の実施作品、又はこれに準ずる業績の資料

〈作品資料の作成要領〉

設 計 図／各例ごとに作品を示すに足る主要設計図（青図）一式を製本の上、表紙に作品名及び提出者名を明記のこと。

（注）提出設計図が事務所あるいは協同チームとして作成されたものについては、それぞれの設計図について提出者の責任の範囲が明らかであること。

作品写真／同上2例の写真を各例ごとに整理して1冊のファイルに収め、表紙には作品名及び提出者名を明記のこと。各例の写真枚数は作品を示すに足る枚数とし、原則として1点以上のカラー写真を含めること。

説 明 書／所定用紙に記入のこと。

4. 自己写真（1枚）5cm×5cm又はこれに準ずる大きさの上半身写真とし、入会申込書に貼付のこと。入会受理連絡後速やかに提出でも可。

#### ●入会手続きに関する特例（定款施行細則）

上記の提出書類は、入会申込者が次のいずれかに該当する場合、その一部を省略することができる。

1. 協会が主催するデザイン賞、その他理事長が認める他の機関が行うコンクール等において、その者の作品または業績が相当の評価を受けた場合
2. その者の作品または業績が、著作その他の発表などの実績において、すでに社会的に相当な評価を受けている場合
3. 前述の正会員推薦人が、1. 2. に相当する実績があることを入会申込書に記載している場合
4. 前項に準じて理事長が同等と認めた場合

#### ■申請書類提出先

申請者が所在する支部、又は本部宛に、直接持参するか又は郵送のこと。

#### ■申請書類作成上の注意

申請書類、提出資料が前記の内容、様式に合わない場合は受け付けられないので注意のこと。

#### ■資格認定（定款施行細則）

1. 審査会員資格の認定は、提出された書類にもとづき主として次の事項について行うが、理事長が必要と認めた場合は面接を求める場合がある。
  - (1) 提出された作品について、必要な企画構想が達成されており、その機能及び表現が技術的に十分で、かつ適切な意味が認められているかどうか。
  - (2) 提出された商環境に関する業績について、その内容が専門領域として十分であり、かつ商環境に関する適切な意味が認められるかどうか。
  - (3) その者が、専門家として社会的に相応な認識と人格を有し、かつ必要な指導力を有するかどうか。
2. 会員資格の認定に関しては、理事長の承認によってこれを行う。

#### ■決定、通知（定款施行細則）

入会の承認は、上記の会員資格の認定を経て行い、申請受付期日より3ヵ月以内に書面をもって通知する。

#### ■資格の発行、受理の取り消し（定款施行細則）

会員資格の発行は、入会金およびその年度の会費納入によって生ずる。入会受理の通知後1ヵ月以内に入会金および会費の納入がない場合は、入会受理を保留する。保留期間は3ヵ月とし、期限を過ぎた場合は入会受理を取消す。

#### ■入会金、年度会費

入会金／\_\_\_\_\_0円

年度会費／36,000円 入会年度の年会費は、4, 5, 6月入会の場合は36,000円を、7, 8, 9月入会の場合は27,000円を、10, 11, 12月入会の場合は18,000円を、1, 2, 3月入会の場合は9,000円を納入する。

#### ■会員特典

●文芸美術国民健康保険組合に加入申込できます。

1. 文芸美術国民健康保険組合の審査で加入承認された方（およびその家族）が加入できる国民健康保険で、組合員の収入額にかかわらず保険料が一定です。法人組織に所属していない方は当協会を通じて加入することができます。  
市区町村の「国民健康保険」より保険料が安くなる場合があります。
2. 詳細な問い合わせは「文芸美術国民健康保険組合」へ  
<http://www.bunbi.com>
3. 加入申込は協会本部事務局へ

## 〔賛助会員の部〕

### ■種別等（定款施行細則）

#### 1. 賛助会員は次の2種がある。

- (1) 全国賛助会員 全国の協会活動への賛助会員としての資格を有し、協会本部及び全支部の行う事業等に協力をする者で、別に協会が定める会費を納入する法人、団体又は個人。在籍は本部になる。
- (2) 支部賛助会員 所属地域の支部活動への賛助会員としての資格を有し、協会本部及び所属地域の支部の行う事業等に協力する者で、前述の会費の半額を納入する法人、団体又は個人。在籍は所属する支部になる。

2. 賛助会員には、すべての会員を対象として会が発行する機関誌や会員名簿等が配布される。又、本部並びに所属の支部が行う事業その他の活動に参加できる。

3. 自己の業務に関して必要により本部又は支部に協力を申請することができる。

### ■全国賛助会員の区分

#### 1. 業態により「一般企業」「教育機関」「デザイン・設計企業」に区分する。

##### (1) 一般企業賛助会員

建設に関する商品等の製造・販売及び内装施工を行う企業により構成される賛助会員グループ。

様々な企業同士における情報交換、商品開発協力や講演会開催及びサポート、講師派遣、企業ブランディング協力、企業間社員同士の意見交換のなど、様々な相互支援活動を目的とする。

##### (2) 教育機関賛助会員

デザイン・設計に関わる大学や専門学校、高専等の教育機関により構成される賛助会員グループ。

デザイン教育機関同士における情報交換、セミナーや講演会開催及びサポート、講師派遣、就職の斡旋等、様々な相互支援活動を目的とする。

##### (3) デザイン・設計企業賛助会員

設計事務所や大手内装設計室等のデザイン業務を主体とする企業により構成される賛助会員グループ。

デザイン・設計企業同士における情報交換、デザイン啓発セミナーや講演会開催及びサポート、講師派遣、企業に於けるブランディング協力、社員同士の意見交換の場としてなど、様々な相互支援活動を目的とする。

### ■入会手続き、登録等（定款施行細則）

1. 入会の手続等は、全国賛助会員の場合は協会本部を經由して、支部賛助会員の場合は所属する支部から協会本部を經由して、次の提出書類にもとづき理事長が承認する。

(1) 入会申込書（1部）協会所定形式

(2) 経歴書、営業案内など参考資料

2. 入会は、当年度会費の納入をもって確定し、本部に登録される。

3. 賛助会員の資格期間は、4月から3月までの1年間とし、資格の継続は次年度の会費納入をもって自動的に成立する。

### ■年度会費

全国賛助会員／ 100,000 円

支部賛助会員／ 50,000 円

入会年度の会費は、4, 5, 6月入会の場合は年会費を、7, 8, 9月入会の場合は年会費の3/4を、10, 11, 12月入会の場合は年会費の1/2を、1, 2, 3月入会の場合は年会費の1/4を納入する。